

キャリア・アカデミー

介護員養成研修事業（通信）

（介護職員初任者研修課程）

学 則

（事業所の名称及び所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

事業所名称 メイクカンパニー合同会社 （以下「当法人」という。）

所 在 地 三重県津市大門 20 番 5 号

（事業の目的）

第2条 当法人は、地域福祉の源は、人間力であると確信し日々、企業・組織・個人に対して全力でサポートを行っています。

サポートを通じ地域福祉に係わる中、人財の育成を手がけ研修を受けやすい環境を提供し、介護技術の取得・普及に必要な専門知識・技能を有する介護員の養成を行い、地域福祉へ貢献できる人財育成を目的とする。

（研修事業の名称及び実施課程及び形式）

第3条 研修事業の名称及び実施課程及び形式は次の通りとする。

研修事業名称 キャリア・アカデミー

実施課程 介護職員初任者研修課程

形 式 通信形式

（年度事業計画）

第4条 年度事業計画は、別添 第6号様式の通りとする。

（受講対象者）

第5条 特になし。

（但し、日本語のテキストが理解できる者 及び受講に支障のない身体であること。）

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次の通りとする。

78,000 円（税抜）

（交通費・昼食等は各自負担とする。）

- ① 別添5、の規定により、除籍になった場合、あるいは、開講後に自主退学する場合は、研修参加費用は返還しない。

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

日本医療企画 (介護職員初任者研修課程テキスト) 又は、
中央法規出版株式会社 (介護職員初任者研修課程テキスト) 又は
長寿社会開発センター (介護職員初任者研修テキスト)
(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」の通り

(講義・演習室として使用する会場の名称、所在地)

第9条 研修を行う会場は次の通りとする。

松阪校

会場名称 キャリア・アカデミー松阪校
所在地 三重県松阪市大津町 1530 番地

津校

会場名称 キャリア・アカデミー津校
所在地 三重県津市神戸 154-9

松阪駅前校

会場名称 キャリア・アカデミー松阪駅前校
所在地 三重県松阪市朝日町一区 14-11

(科目ごとの担当講師名一覧)

第10条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」の通りとする。

(募集手続き及び本人確認の方法)

第11条 募集手続き及び本人確認の方法を次の通り行う。

①. 募集の手続き

- ① 申込書等を期日までに提出する。但し、定員に達した時点で受講受付を終了する。
- ② 当法人は、受講料納入及び開講の案内を送付する。
- ③ 受講者は、受講費用を納入する。

②. 本人確認の方法

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示

上記証明書の提示を受けた際に、その控えをとる。

(科目の免除)

第12条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式の実施方法)

第13条 ①学習方法

添削課題を配布し、提出期限までに郵送、又は持参にて解答を提出することとする。合格点に満たない者については、再提出とし、合格点に達するまで再提出を行う。

②評価の方法

成績結果は採点終了後、教室にて返却する。

合格＝70点以上 不合格＝69点以下の場合は合格点に達するまで再提出させる。

③個別学習への対応方法

受講者が学習開始後、分からない箇所が発生した場合は、質問用紙を郵便またはFAXにて当事業者へ送付する。質問用紙は担当講師による回答を記入後、質問者へ郵送又はFAXにて返送する。

(研修修了の認定方法)

第14条 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

① 修了評価(学科)は、全科目を履修したのに対して筆記試験により1時間以上実施する。

② 修了評価(実技)は、「研修カリキュラム」の「9こころとからだのしくみと支援技術」内において、実技修得評価を行う。

③ 認定基準は、次の通り理解度の高い順にA→B→C→Dの4区分で実施した上で、C以上に評価の受講者を、評価基準を満たしたのものとして認定します。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達した者に対し修了を認定する。

(通信課題問題の評価基準も同じとする。)

【認定基準】(100点満点とします。)

A-90点以上「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

B-80点～89点「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)

C-70点～79点「列挙できる」(知っているレベル)

D-70点未満

(研修出席者の取扱い)

第15条

研修時において毎回、講師又は事務担当者が出席確認を行い記録する。やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとします。

(補講の取扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情と認められる者については、補講を行うことにより該当科目を修了した者とみなす。

補講の方法は、次の通りとする。

- ① 実技以外で、レポート補講が可能科目の欠席補講—1 科目 1200 文字以上の課題レポート提出により補講を行う。(通信形式の上限時間内の時間のみ)
 - ・添削結果が良ければ、出席とみなす。
- ② 実技必修時間の欠席補講また、レポート補講が出来ない場合—必要時間数の受講により出席とみなす。必要時間数は、欠席時間を元に科目担当講師の判断で決定する。
- ③ 振替え補講—同時期に開講中の同研修または、次回の研修において振替補講を認める。
- ④ 補講期限—研修開始より 8 ヶ月以内に受講するものとする。
- ⑤ 補講料金—補講にかかる受講料については、次の通り受講者の負担とする。
 - ・①の課題レポート補講は。 1 回のレポート 3,000 円
 - ・②の実技演習の必要時間数の補講。 1 時間 2,000 円×時間数
 - ・③の振替補講は、無料とする。
 - ・課題添削が評価基準を満たさずの補講は、1 回 3000 円(但し、提出期限を厳守した者は 1 回のみ無料とする。)
- ⑥ 補講は有料の場合、補講料金が支払われた後に行う。
- ⑦ 修了評価試験欠席の場合は、1 回につき 3000 円とする。
 - ・修了評価試験が評価基準に達しなかった場合、再試験は無料とする。
 - ・再々試験より、1 回につき 3000 円とする。
 - ・評価基準に達しない者は、再試験前に指導を受けることが出来る。

(受講の取消)

第 17 条 別添 5 の除籍規定に該当した場合は、受講を取り消すことがある。

(修了証明書の交付)

第 18 条 第 13 条の規定において修了認定した者に対して、厚生労働省の定める介護員初任者研修の資格を証明するメイクカンパニー代表者名の修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第 19 条 修了者管理については、次により行う。

- ① 修了者を修了者台帳に記録し、永久に保存するとともに、三重県が指定した様式に基づき知事に報告する
- ② 修了証明書等に紛失があった場合には、修了者の申し出により再発行を行なう。
なお、その際発行手数料として 1 枚につき、1000 円を修了者が負担するものとする。

(情報開示するホームページアドレス)

第 20 条 情報開示するホームページアドレスは、次の通りとする。

<http://1bansuki.org>

(研修事業執行担当部署名)

第 21 条 本研修事業は、次において行う。

キャリア・アカデミー 電話 059-271-7683

(その他研修実施に係る留意事項)

第 22 条 研修事業の実施にあたり、次の通り必要な処置を講じる。

① 研修に関する苦情窓口の設置

苦情対応 キャリア・アカデミー事務局 電話 059-271-7683

② 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

③ 本人確認は、第 11 条の方法にて適切に行う。

(施行細則)

第 23 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるものについて、その都度これを定める。

別添5 除籍規定

次の各号の一に該当する者は受講資格を取り消し、除籍とすることがある。

- 1、素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- 2、学力劣等で、修了の見込みがないと認められる者。
- 3、受講費用の納付を怠り、督促しても、納入しない者。
- 4、長期にわたり出席せず、連絡のとれない者。
- 5、開講期間中に全研修過程を終了出来ない者。
- 6、課題添削問題を已むおえない理由なしに再々にわたり提出しない者。
- 7、他の受講生の学習の妨げになる行為をした者。
- 8、その他、前項に準ずる行為及び当社の信用を失墜させる行為をした者。